

## 総務常任委員会記録

開催年月日	令和元年 11 月 28 日（木曜日）
開催時間	午前 10 時 50 分～午前 11 時 11 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	佐藤（正）委員長　吉田副委員長 柳下委員　山田委員　岸本委員　関口委員（議長） 中川委員　小泉委員　青木委員　黒沢委員
欠席委員	なし
説明者	野崎総務部長 三橋総務課長 芝崎主幹 三澤主査
案件	（付託議案） 1. 議案第 60 号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 2. 議案第 61 号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議会事務局	新藤議会事務局長　　亀井議会事務局次長 波多野主任主事

【佐藤（正）委員長】 本会議の休憩中ではございますが、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり付託議案2件でございます。議案の内容につきましては、先ほど本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。また、本日の案件の議案2件につきましては、関連する議案でありますので、一括議題とし、討論、採決につきましては、個別に行ってまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第60号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第61号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。本議案についての説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。早速ではございますが、本日の本会議にて提案いたしました付託議案1、議案第60号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてと付託議案の2、議案第61号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。なお、この2議案につきましては、期末勤勉手当や期末手当の基準日が12月1日となっております関係から、本日の審査をお願いするものでございます。それでは、三橋総務課長からご説明申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 それでは、議案第60号及び議案第61号について一括してご説明申し上げます。先ほどの本会議での総務部長の説明と重なる部分が多いんですが、よろしくお願いたします。

初めに、議案第60号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。本年8月7日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定につきましては、関係法律の改正案が11月15日の参議院本会議で可決・成立いたしました。今回の人事院勧告の内容につきましては、まず、月例給について、民間給与が公務員給与を上回る0.09%を埋めるために、平均改定率0.1%の引き上げを行うものでございます。具体的には初任給について1,500円から2,000円の引き上げ、また30歳代半ばまでの職員について所要の改定を行うものでございます。

次に、期末勤勉手当について、民間の支給実績に見合うよう期末手当を0.05月引き上げるものでございます。

それでは、条例改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料01議案第60号の42分の15ページ、新旧対照表の1ページをごらんください。今回の改正は、第1条から第4条までの条立ての改正方法をとってございます。改正条例の第1条関係は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第2条の改正は、給料を定義する規定の中で夜間勤務手当の表記について条文の整理をするものでございます。

第18条第2項第1号の改正は、一般の職員の勤勉手当の支給率「100分の92.5」を「100分の97.5」

に改め、0.05月分引き上げるものでございます。これによりまして、6月期と12月期を合わせた一般の職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「4.45月」から「4.5月」となります。

次に、タブレット資料42分の16ページ、新旧対照表の2ページでございます。別表1と別表第2の改正は、行政職給料表（一）と行政職給料表（二）の改正でございます。タブレット資料の42分の19ページから42分の30ページまでが行政職給料表（一）、42分の31ページ以降が行政職給料表（二）の新旧対照表になってございますが、今回の人事院勧告により平均0.1%の引き上げに伴い、給料表を整理したものでございます。

恐れ入りますが、タブレット資料は42分の16ページ、新旧対照表の2ページにお戻りいただきまして、改正条例の第2条関係でございます。こちらも寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第18条第2項第1号の改正は、先ほどの第1条関係で12月期の勤勉手当の支給率を改正いたしますので、令和2年度以降6月期と12月期の支給率を均等にするため、「100分の97.5」を「100分の95」に改めるものでございます。

続きまして、改正条例の第3条関係は、寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。次のページにかけてになりますが、第7条第1項の改正では、高度の専門的な知識、経験等を有する特定任期付職員の給料表の改正でございます。

第8条第2項の改正は、一般職における期末手当の支給率の読替規定を整理するとともに、特定任期付職員の期末手当の支給率について「100分の167.5」から「100分の172.5」とし、0.05月分引き上げるものでございます。

続きまして、改正条例第4条関係は、こちらも寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、次のページになりますが、第8条第2項の改正は、先ほど第3条関係でご説明したとおり、任期付職員の期末手当の支給率を100分の172.5と改正いたしますので、令和2年度以降6月期及び12月期の支給率を均等にするため100分の170と改めるものでございます。

最後に改正附則でございます。第1項では、この条例は公布の日から施行することといたしますが、第2条と第4条の改正、これは6月期と12月期を均等にするための改正規定であります。第2条と第4条の規定については令和2年4月1日から施行することとしております。

第2項では、給料表の改正は平成31年4月1日に遡及して適用することとしております。第3項では、改正前の規定による支給については、改正後の規定による支給の内払いとみなすものでございます。

続きまして、議案第61号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。寒川町一般職の職員の給与に関する条例と同様に、特別職の期末手当の支給率について、本則の規定を改正いたします。あわせて財政状況に鑑み、本年12月における支給率を据え置くものでございます。

タブレット資料02議案第61号の4分の3ページをごらんください。こちらも2条立ての改正条例となります。改正条例の第1条、第2条ともに、寒川町特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の改正でございます。施行日が異なりますので2条立ての改正としております。

まず、改正条例第1条関係でございます。期末手当の支給率について、現行の率「100の215」を「100分の220」に改めるものでございます。これにより年間の支給月数は「4.3月」から「4.35月」となり、0.05月の引き上げとなるものでございます。

あわせて制定附則といたしまして、ただいまご説明した期末手当の支給率100分の220について、令和元年12月期の期末手当では100分の215に据え置く旨の規定を第25項として追加するものでございます。改正条例の第2条関係は、ただいまご説明した条例本則の支給率100分の220について、6月期

と12月期を均等にするため100分の217.5に改めるものでございます。

最後に、改正附則といたしまして施行日を規定しております。本則上の支給率の引き上げと実支給率の据え置きを規定した改正条例第1条関係は公布の日から、6月期と12月期の支給率を均等にするための改正条例第2条関係は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
山田委員。

【山田委員】 特別職の一時金のところでですけど、100分の215が100分の220になる、0.05カ月増えるということですけど、これに関して附則で100分の220が100分の215ということで、据え置くということで、実際支給額としては今までと変わらないということによろしいのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 支給額としては据え置くということなので、変わりません。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 2点ほどお尋ねいたします。国で11月15日に可決して、人事院勧告で30代半ばまでの方の給与を上げるためと、寒川町として30代半ばまでの職員の総数は、どのぐらいの方がこれに該当するのでしょうか。それによる影響額はどのぐらいあるのかという点が1つ、それと61号ですけれども、12月は据え置くということで、据え置くことの影響額は、どのぐらいの額が据え置くことによって生じる額なのか、その2点についてお尋ねいたします。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 順番が逆になって申し訳ありません。まず、2つ目の特別職の据え置きの影響額についてでございます。12月の据え置きの額で申し上げます。当町については5万5,610円でございます。副町長は不在ですので、教育長につきましては、4万1,455円が影響額と計算できます。

【佐藤（正）委員長】 芝崎主幹。

【芝崎主幹】 1つ目の給与改定により30半ばの影響額についてというご質問でよろしかったでしょうか。申し訳ありません。今こちらで人数は持っていないんですけれども、影響額としましては、約200万円程度となっております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますでしょうか。

中川委員。

【中川委員】 私も2点お伺いしようと思ったんですが、1点目は影響額の話でしたので、これは重複しますので、もう一点だけお尋ねします。2条関係で、条文に夜間勤務手当を追加するということで、先ほど条文の整理がありましたけど、もうちょっと説明いただければと思います。1点です。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 2条関係で夜間勤務手当という文言を追加いたしました。正直申し上げまして、内容に変更はございません。文言的にここが漏れていたということでございまして、本来入っていなければいけない文言が漏れていましたので、ここで気がつきましたので、追加させていただく内容でございます。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 漏れを今回追加されたということなんですけど、今までそれに当たるものが支給されていなかったとか、そういうことではないという理解でよろしいのでしょうか。本来出すべきものが、これがなかったことによって出されていなかったとか、そういったことではないという理解でよろしいのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 申し訳ございません。夜間勤務手当ですが、特殊な勤務、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前10時までの間に正規の勤務時間が割り当てられた職員に対する手当でございます。町にはそういう職員がおりませんので、そもそも支給の対象はございませんでしたので、実質上の問題はなかったと考えております。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 最後にとということで、実質的な影響はなかったということではありますが、一応今回実質的な影響はないんだけど夜間勤務手当の文言を入れたということで、例えば何か想定しているものというのでしょうか。これは午後10時から午前10時までの夜間勤務手当として想定されるものがあるのかどうか、そういったものがあって今回本来入れるべきものを入れたとか、そうした背景があるのかとも思ったのですが、その点についてはいかがでしょうか。要するにこういったものが夜間勤務手当に当たるのではないかとということもあって、条文として加えておかないと、何らかの想定のときに対応できないというようなことがあったのかどうか、そうした点はいかがでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 具体的に新たな仕事としてこれが想定されるということではなくて、夜間勤務手当というのは、もともと条例上にも町としても規定はされておりますので、そこが漏れておりましたので、今回気がつきましたので、整備させていただくということでございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 暫時休憩いたします。

---

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

三橋課長。

【三橋総務課長】 大変申し訳ございません。先ほど私から夜間勤務手当の説明をする際に、時間のご答弁の内容を間違えておりましたので、訂正させていただきたいと思っております。正規の勤務時間として「午後10時から午前10時」と申し上げたところ、正しくは「午後10時から午前5時」までの勤務が正しいということなので、訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【佐藤（正）委員長】 そのように訂正ですね。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

---

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託されました議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

（「必要なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、このまま討論、採決と進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより討論に入ります。議案第60号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤(正)委員長】 賛成全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第61号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤(正)委員長】 賛成全員でございます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は全て終了とさせていただきます。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。最後に副委員長からよろしくお願いいたします。

【吉田副委員長】 スムーズな進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。これにて総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時11分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年2月7日

委員長 佐藤 正憲